

第68回岩手県国土利用計画審議会

令和5年2月2日

目次

- 1 岩手県国土利用計画審議会の概要
- 2 国土利用計画法の概要
- 3 国土利用計画岩手県計画について
- 4 次期計画の改定スケジュール
- 5 岩手県土地利用基本計画について

1

岩手県国土利用計画審議会の概要

1 設置の根拠

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項
岩手県国土利用計画審議会条例（昭和49年条例第34号）

2 委員定数等

- ・ 定数：20人以内（条例第2条第1項）⇒ 現員17人
- ・ 任期：3年（条例第3条第1項）※ 現委員の任期 令和4年11月1日～令和7年10月31日
- ・ 任命方法：
国土利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命（条例第2条第2項）

3 所掌事項

①法定権限事項

- ・ 国土利用計画を策定及び変更する場合の意見（法第7条第3項、第9項）
- ・ 市町村が定めた国土利用計画及び同計画の変更に対する知事の助言又は勧告に係る意見（法第8条第6項、第7項）
- ・ 土地利用基本計画を策定及び変更する場合の意見（法第9条第10項、第14項）

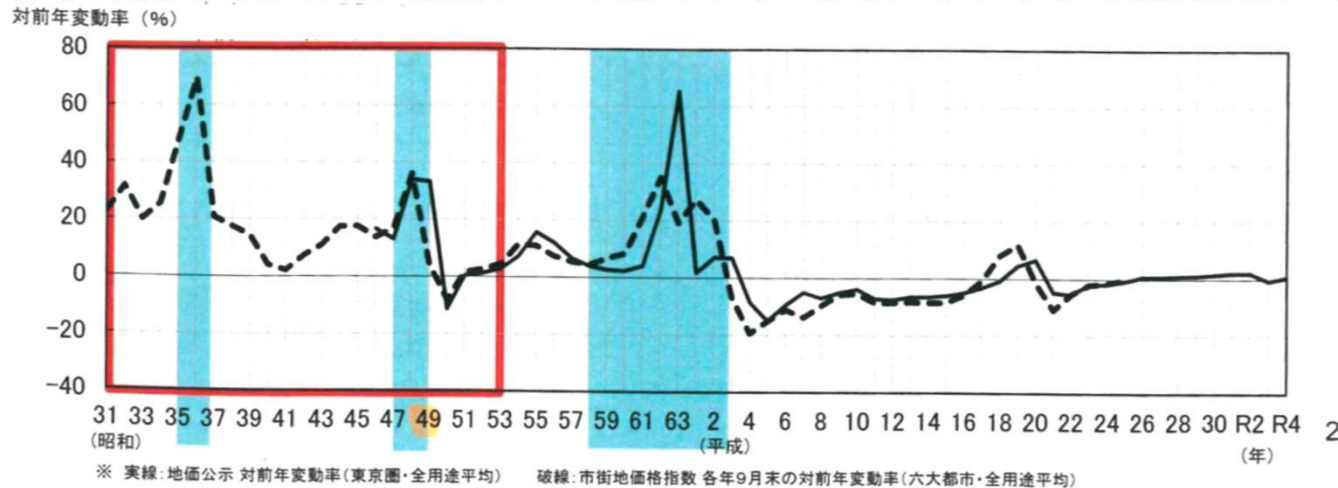
②知事諮問事項

- ・ 県の区域における国土の利用に関する基本的事項の調査審議（法第38条第1項）
- ・ 県の区域における土地利用に関する重要事項の調査審議（法第38条第1項）

2 国土利用計画法の概要

地価動向と国土利用計画法制定の経緯

- 昭和30年代以降：人口・産業の大都市への集中
→大都市地域において土地利用の混乱・地価が高騰
- 昭和40年代後半：投機的取引増大
→全国的な地価の異常高騰、土地の大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊



土地問題の解決が最大かつ緊急の課題

⇒無秩序な開発に歯止め、土地需要の量的調整

国土利用計画法制定(昭和49年)⇒規制区域の導入

2 国土利用計画法の概要

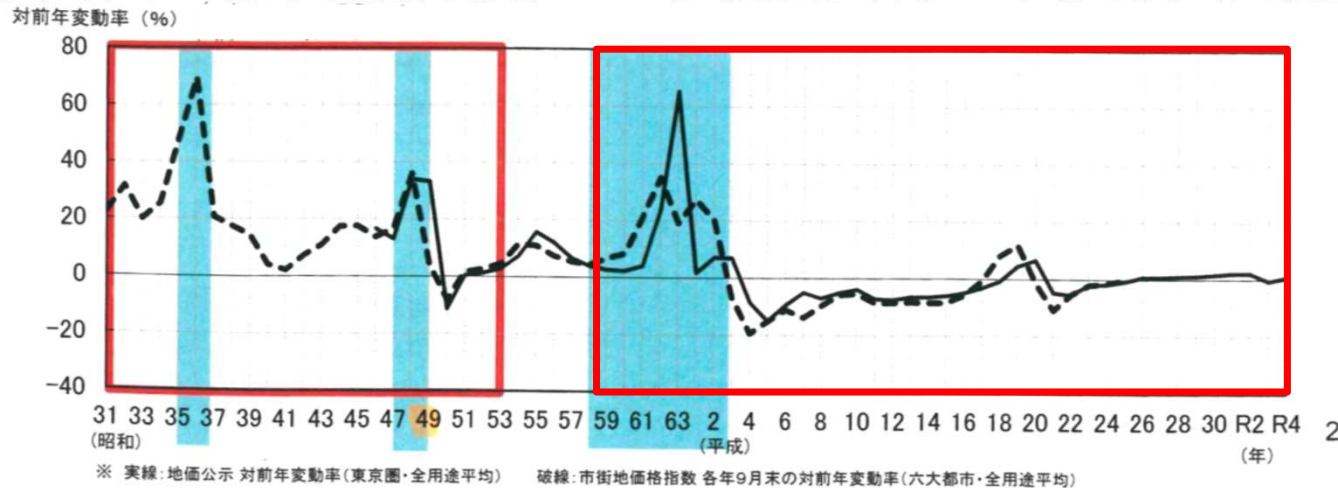
人口・土地需要の減少下における国土利用計画の役割の変化

○昭和60年代：バブル経済

→地価上昇や投機的取引の増大 ⇒監視区域制度の創設

○平成10年以降：人口減少、土地取引の低迷

→地価下落、土地の有効利用 ⇒事後届出制への移行、注視区域制度の創設



国土の適切な管理、国土利用の質的向上の重要性

⇒国土の管理水準の維持・向上、自然環境の再生・活用、
安全な土地利用の推進

2 国土利用計画法の概要

国土利用計画法の内容

① 国土利用計画の策定

- ・ 国土の利用目的別の長期目標を示すもの
- ・ 国、都道府県、市町村が策定

② 土地利用基本計画の策定

- ・ 都市や農業、森林、自然公園、自然保全の地域を総合的に調整するもの
- ・ 都道府県が策定

③ 土地取引規制制度

- ・ 取引価格と利用目的を行政が審査し、土地利用の適正化と地価の抑制を図るもの
- ・ 投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、地価急上昇のおそれがある場合は規制区域を指定(許可制)。その他の地域は法定規模以上の土地取引を事前に届出

④ 遊休土地制度

- ・ 土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある場合に、遊休土地である旨を通知して、利用促進を図るもの

3

国土利用計画岩手県計画について

目的

国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定める。利用区分：農地、森林、宅地等

全国計画

都道府県計画

市町村計画

土地利用基本計画

基本とする

都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関して直接的に、開発行為に関しては個別規正法を通じて間接的に、規制の基準として機能。

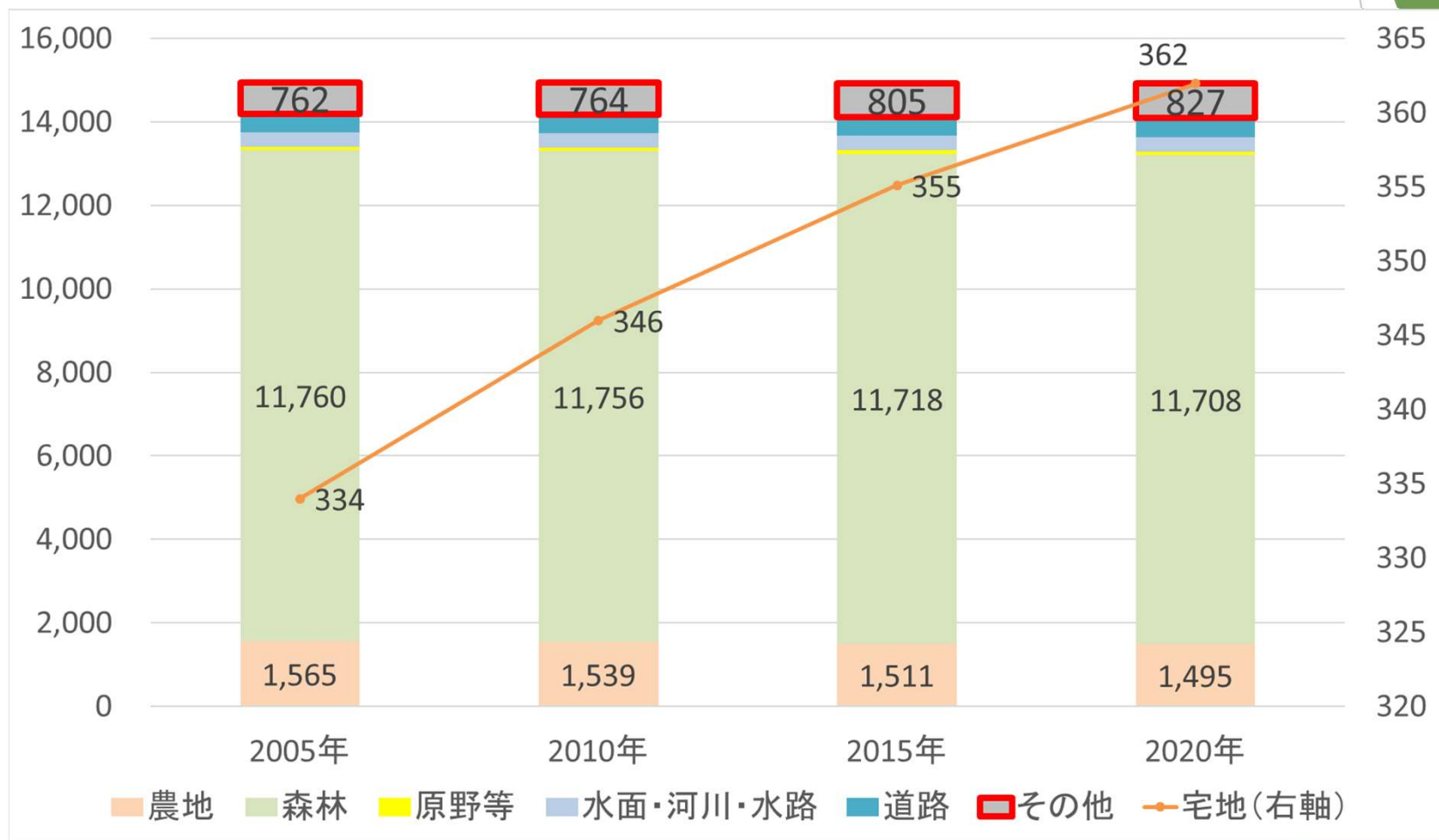
五地域	都市地域	個別規正法	都市計画法	都市計画区域
	農業地域		農振法	農業振興地域
	森林地域		森林法	国有林・民有林等
	自然公園地域		自然公園法	国立・国定公園等
	自然保全地域		自然環境保全法	県自然環境保全地域等

土地取引の規制に関する措置、遊休土地に関する措置

3

国土利用計画岩手県計画について

土地利用の変遷



3 国土利用計画岩手県計画について

県土利用をめぐる状況と課題

人口減少社会の到来等による県土への影響

- ・ 中心市街地の空洞化、空き家等の増加
- ・ 離農等による荒廃農地の増加
- ・ 森林所有者の経営意欲の減退
- ・ 所有者の所在把握が難しい土地の増加

⇒**県土管理水準の低下への懸念**

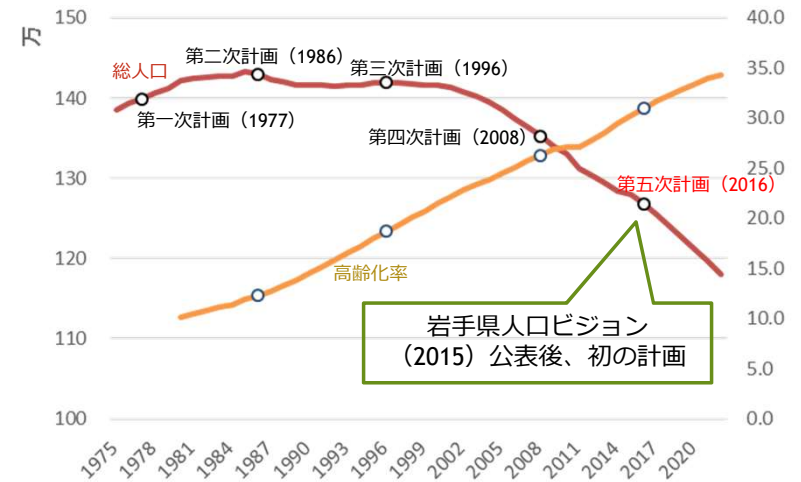
適切な県土保全、円滑な土地利用の必要

自然環境と美しい景観等の変化

- ・ 人口減少や産業構造の変化による自然環境等の悪化、気候変動による生物多様性への影響
- ・ 自然環境が有する多面的機能の重要性の高まり
- ・ 優れた歴史的・文化的環境等の保全

⇒**自然環境の保全・再生が必要**

優れた環境の活用、次世代への継承

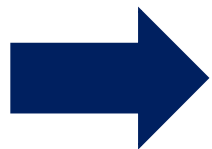


自然災害への対応の必要

- ・ 大震災からの復興の着実な推進に加え、その経験を踏まえた安全性の強化
- ・ 水害・土砂災害等の頻発化・激甚化
- ・ 安全性を優先的に考慮した県土利用の重要性

⇒**安全で安心な地域づくりが急務**

災害に対する県土の強靱化が必要



県土の安全性を高め、

持続可能な豊かな県土を形成する県土利用へ

3

国土利用計画岩手県計画について

県土利用の基本方針

県民の暮らしを支える県土利用

- ・都市機能や居住の集約化等
- ・荒廃農地の発生防止・解消
- ・森林の整備・保全
- ・健全な水循環の維持・回復
- ・再エネの環境影響の評価
- ・所有者不明土地の利用促進



適切な県土管理水準の確保、
土地の良好な管理と有効利用

自然環境や美しい景観を守り 活かしていく県土利用

- ・生態系ネットワークの形成
- ・自然環境の多様な機能の活用
- ・里地里山の良好な管理と利活用
- ・地域間の交流・対流の促進
- ・美しい景観の保全、再生、創出
- ・生物多様性と人間活動の調和



低炭素・循環・自然共生を図る
持続可能な地域社会の実現

安全・安心を実現する県土利用

- ・大災害に備えた県土の強靱化
- ・災害リスクの把握、周知
- ・土地利用の適切な制限、誘導
- ・ライフラインの多重性確保
- ・生態系の県土保全機能の向上
- ・大震災からの復興の推進



安全安心な地域社会の構築
に向けた岩手の強靱化

今後、人口減少、高齢化、財政政策等が進行する中、これらの県土利用を実現するには、以下の考え方が重要

- ・自然と調和した防災、減災の促進など効果を複合的にもたらす「**複合的な施策**」の推進
- ・荒廃農地などの土地を森林や希少野生生物の生息地として活用する「**県土の選択的な利用**」の推進
- ・地域主体の取組を基本に、都市住民や民間企業等の参画も促す「**県民参加による県土管理**」を推進

参考 1 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画～いわてゼロカーボン戦略～ 改訂素案（令和4年11月）

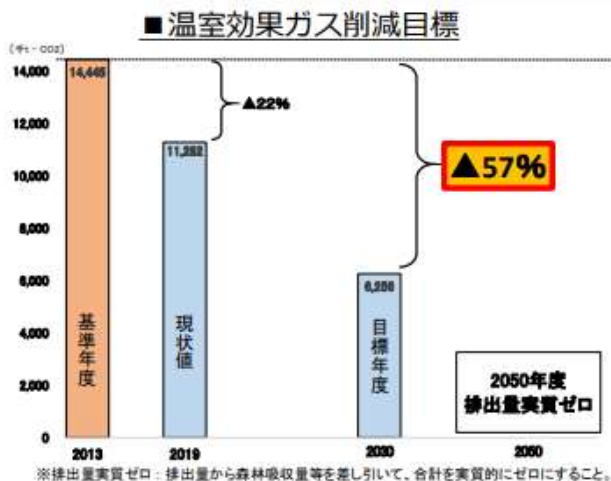
- 2021年3月、2050年カーボンニュートラルを目指す県の第2次実行計画策定
- 2021年5月、地球温暖化対策推進法の基本理念に2050年カーボンニュートラルが位置づけ
- 2021年10月、国の新たな2030年温室効果ガス削減目標（46%減）が決定
- 2022年11月、本県の削減目標を引き上げる第2次実行計画改訂素案を公表

■ 目指す姿

省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

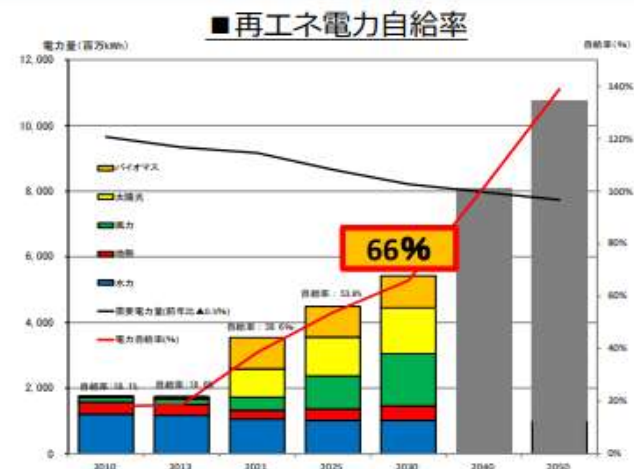
■ 目標 [2030年度]

温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）57% 再生可能エネルギー電力自給率 66%、森林吸収量1,416千t



■ 温室効果ガス削減量

	目標値		(参考) 現行計画
	削減量 (千t-CO2)	削減割合	
削減対策等	▲6,774	▲47%	▲32%
うち、再エネ導入	▲1,040	▲7%	▲7%
森林吸収	▲1,416	▲10%	▲9%
合計	▲8,189	▲57%	▲41%



参考2 脱炭素と土地利用①～地域共生・地域裨益型再エネの立地促進

➤ 再エネ施設の設置に際しては、周辺環境への影響の評価を十分行い、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮する。
(国土利用計画岩手県計画「県土利用の基本方針」)

地域脱炭素化促進事業認定制度 (地球温暖化対策推進法) NEW!	環境保全の支障を防止する 必要性が高い区域 (A)	環境保全の支障を防止するため 考慮すべき区域・事項 (B)	その他のエリア (C)	環境影響評価制度 (環境影響評価法)
1.国基準の設定 (国) 全国共通で遵守すべき基準	国立・国定公園特別保護地区・ 第1種特別地域 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園で左記以外のもの、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 ・国内希少野生動植物種の生息・生育への支障、騒音その他の生活環境への支障 等 	例： 左記以外の農業地域、森林地域	1.配慮書作成 (事業者) 重大な環境影響の回避・低減の検討
2.都道府県基準の設定 (県) 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める基準	農用地区域内の農地、甲種農地、保安林、県立自然公園特別地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種農地、緑の回廊、自然度の高い植生 等 ・騒音、反射光、風車の影による影響 等 		(仮称) 風力発電の配慮書作成ガイドライン NEW!
3.市町村促進区域の設定 (市町村) 国・県基準に基づき、地域の再エネ目標を踏まえ設定		協議会等の協議	<市町村地球温暖化対策実行計画> 促進区域の設定 地域の環境の保全のための取組の設定 (地域環境保全の取組) 等	計画段階の手続
4.事業計画の策定 (事業者) 「地域環境保全の取組」等の具体的内容を事業計画として作成・申請			<地域脱炭素化促進事業> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進施設の整備 ・地域の脱炭素化のための取組の具体的内容 ・地域の環境の保全のための取組の具体的内容 ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の具体的内容 	2.方法書・準備書作成 環境影響の評価方法・環境保全措置の検討
5.事業の認定 (市町村) 事業計画の内容と上記3.の事項との適合性を審査し、認定		協議会等の協議 ワンストップ特例 アセス配慮書省略		3.評価書作成 環境保全措置の計画
6.工事着工、事業開始 (事業者) 「地域環境保全の取組」に事後調査が定められている場合は、事業調査を実施				4.事後報告書作成 環境保全措置の確認

計画段階の手続

実施段階の手続

参考3 脱炭素と土地利用②～コンパクト+ネットワークによる脱炭素型まちづくり

- 人口減少下でも必要な都市機能を確保し、これを機に環境負荷の少ない都市形成を目指す。
- 地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導する。
- その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。

(国土利用計画岩手県計画「地域類型別の県土利用の基本方向」)



4 次期計画の改定スケジュール(予定)

現計画 : 2016年7月策定、2025年目標

新計画(予定) : 2025年度内策定、2035年目標

年度	時期	審議会及び特別委員会	内容
2024年度 (R6)	冬頃	国土計画審議会	諮問、特別委員会設置
		第1回特別委員会	主要論点の整理
2025年度 (R7)	春頃	第2回特別委員会	基本方針審議
		第3回特別委員会	目標値審議
	夏頃	第4回特別委員会	答申素案審議
	冬頃	第5回特別委員会	答申案審議
		国土計画審議会	答申

5

岩手県土地利用基本計画について

目的

国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定める。

全国計画

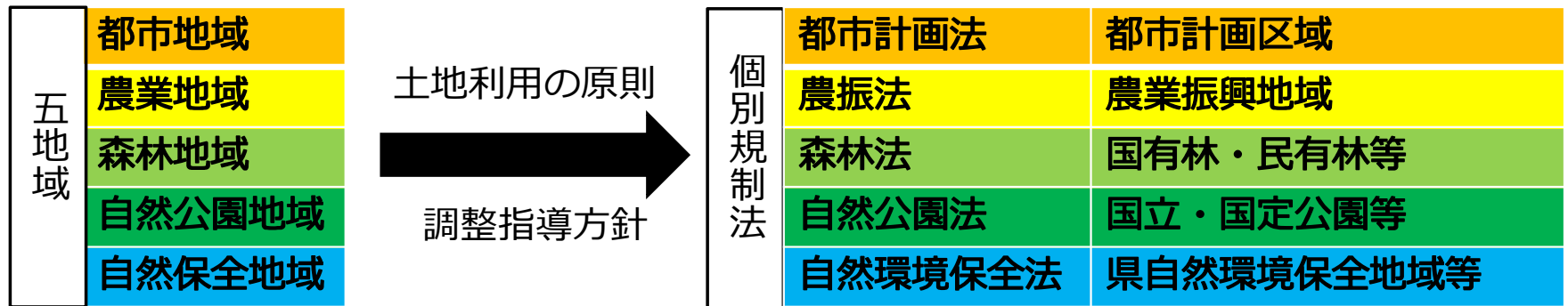
都道府県計画

市町村計画

土地利用基本計画

基本とする

都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関して直接的に、開発行為に関しては個別規正法を通じて間接的に、規制の基準として機能。



土地取引の規制に関する措置、遊休土地に関する措置

5 岩手県土地利用基本計画について

土地利用基本計画の構成

「計画書」

国土利用計画岩手県計画の改定に併せて改定
土地利用の基本方向、調整指導方針

「計画図」

各個別規制法所管課と調整のうえ毎年度変更

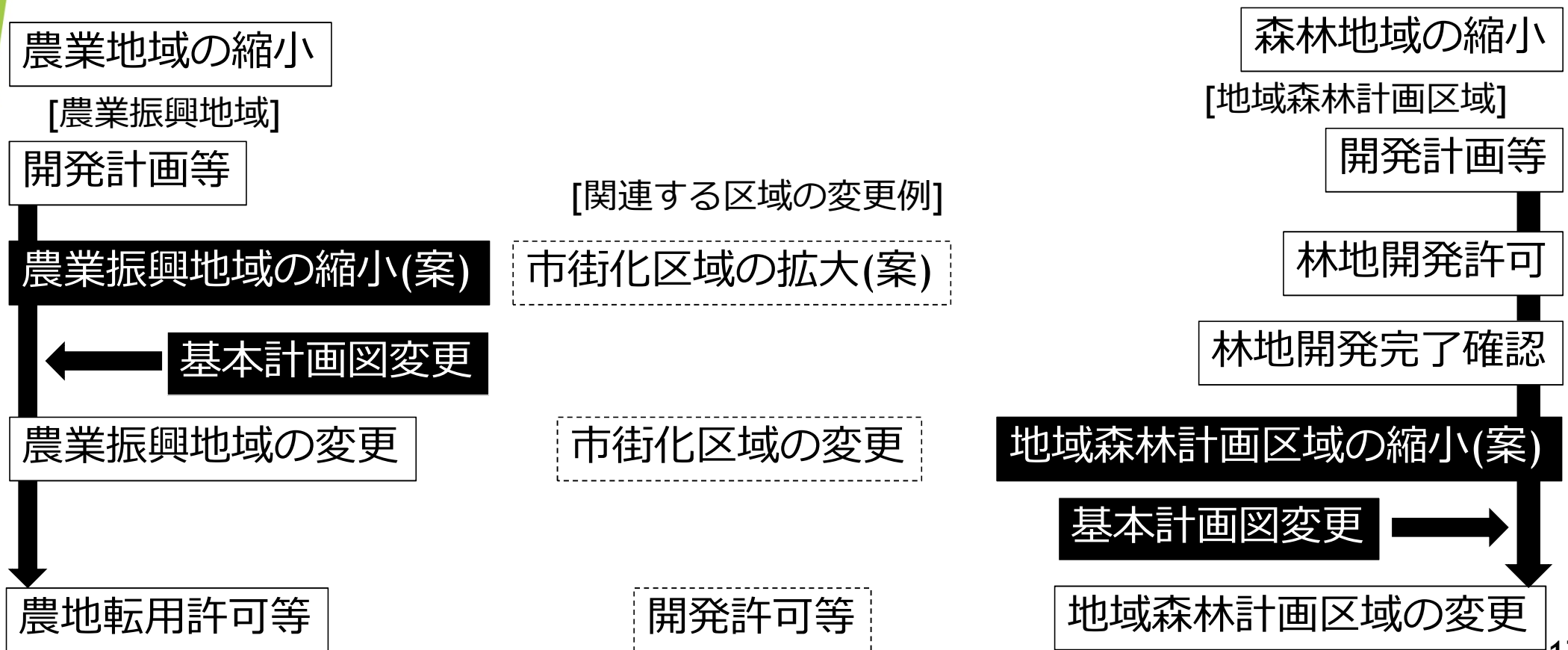
5 地域の範囲を地形図に表示したもの⇒本日の審議

⇒基本計画の変更に当たっては、あらかじめ岩手県国土利用計画審議会、市町村及び国土交通大臣からの意見聴取が必要である。

5

岩手県土地利用基本計画について

- ・ 個別規制法に基づく諸計画は、土地利用基本計画の基本方向に基づき運用
- ・ 土地利用基本計画は、個別規制法を通じて土地利用を誘導



5

岩手県土地利用基本計画について

3 所掌事項

(1) 法定権限事項

- 国土利用計画を策定及び変更する場合の意見（法第7条第3項、第9項）
- 市町村が定めた国土利用計画の策定及び変更に対する知事の助言又は勧告に係る意見（法第8条第6項、第7項）
- 土地利用基本計画を策定及び変更する場合の意見（法第9条第10項、第14項）

(2) 知事諮問事項

- 県の区域における国土の利用に関する基本的事項の調査審議（法第38条第1項）
- 県の区域における土地利用に関する重要事項の調査審議（法第38条第1項）

<土地利用基本計画の変更に係る主な案件>

- ①農用地開発等に伴う農業地域の拡大（整理番号4）
- ②市街化区域（又は用途地域）の拡大に伴う農業地域の縮小（整理番号1～3）
- ③林地開発等の完了に伴う森林地域の縮小（整理番号5～11）
- ④都市計画区域の拡大等
- ⑤自然公園地域の拡大等